

大正十五年八月八日

調停者

添田敬一郎

渡辺素吉

鈴木幸作

附記

以上三項の外會社は本件解決後尤り三項を実行する事を聲明せり

一會社は其の詮衡に依り採用したる者にして困難なる事情ある者は對し入社後に於て最善の方法に依り救済手段を講ずること